

北海道熊研究会」 Hokkaido Bear Research Association 創刊 2013年1月25日  
＜北海道熊研究会 会報＞ 第113号 2022年6月30日

北海道熊研究会事務局 北海道野生動物研究所内 (Tel. 011-892-1057)  
代表 門崎 允昭  
事務局長 Peter Nichols ピーターニコルス氏  
幹事長 藤田 弘志 氏

ご意見ご連絡は本紙送信 email ではなく、下記の email へお願い致します  
e-mail: [kadosaki@pop21.odn.ne.jp](mailto:kadosaki@pop21.odn.ne.jp)

会報の1～112号以前の号は Website に「北海道野生動物研究所」と入力し、ご覧下さい。

「北海道熊研究会」の Facebook の編集は横山敬子氏が当たります  
Facebook ] <https://www.facebook.com/HokkaidoBearResearch> Association

### 「北海道熊研究会」 Hokkaido Bear Research Association の活動目的

熊の実像について調査研究し、熊による人畜及びその他経済的被害を予防しつつ、人と熊が棲み分けた状態で共存を図り、狩猟以外では熊を殺さない社会の形成を図るための提言と啓発活動を行う。この考えの根底は、この大地は総ての生き物の共有物であり、生物間での食物連鎖の宿命と疾病原因生物以外については、この地球上に生を受けたものは生有る限りお互いの存在を容認しようと言う生物倫理(生物の一員として人が為すべき正しき道)に基づく理念による。

2022年 3月24日に、北海道知事に対し、道の熊対応について、「北海道の熊問題を考える会(注記1)」が、書面で質問した事に対し、6月14日に、担当者(注記2)から「口答と書面」で、回答を得たので、本報は、それに的を絞って、報告します。

(注記1)

「北海道の熊問題を考える会」は、2019年10月10日に、(共同代表)制で、藤田弘志 稗田一俊 門崎允昭 奥津義広 長谷 智恵子 の5名で設立し、その後、横山敬子、安藤 誠 山田 佳奈 氏が加入し、道や札幌市に対し、熊問題で、提言など、活動しています。

(注記2)

質問事項は 11 項目で、それに対する回答も 11 項である(質問事項とその回答は、全文、本報の後半部に、掲載されて居る)

< 知事への質問状 >の主旨は、  
罨に依る北海道での人的経済的被害は  
4 項目有り、その予防策は確立して居るの  
に(北海道熊研究会報 No.106 号に掲載済)、  
道では。それを行はず、罨を殺す事で、被  
害の予防を図る施策の実施を決めた事へ  
の質問である。

< 道との会見 >

6 月 14 日(火)、午前 10 時から 11 時 50 分まで、  
道庁会議室で、この 4 月に、新設された「ヒグマ対策  
室」の室長の、井戸井 毅氏、主幹の武田 忠義氏、  
主査の山本貴志氏、の 3 名が対応し、諸々の経緯・事  
情が分かって居る、武田 忠義氏が、主に対応した。  
当方からは、門崎允昭、稗田一俊、奥津義広の 3 名が参加し、3 名とも、発言しました。

## <会見の内容を、端的に言えば>

① 我々の質問状に対する回答について：

<門崎が発言>

我々の質問に、真面に答えて居ず。お話しにならない回答書ですね。誠実に、回答していませんね>と言う事で、打ち切りとした。

② 稗田さんが、道がこれまで為して来た熊対策の問題点を、Diagram（5枚）を基に、道がこれまで、34年間に亘り行ってきた熊対策のまづきについて、逐一問題点を挙げて、指摘して、これからの熊対策の、有り様について、是正を求めました。

③ 次に、門崎が道の熊対策について、過去54年亘る己の熊に関する多様な事象の検証結果に基づき、「共存共生」とは、熊に依る人的経済的被害を予防しつつ、熊を極力「殺さない事」である。そう言う観点から「熊問題を見ると」。問題は4点に尽きる事。そして、その対策も、確立している事を、その文章を道の3人に渡して、この4点に基づいた対応を以後、行うよう要請し、この事を道民に広く啓発する事を要請しました。

④ 少なくとも、道知事が昨年9月に出した「秋の熊警戒」で、「熊の糞や足跡があつたら、直ぐに、引き返しましょう」と言う事を言って居るうちは、共存共生はし得ない。

⑤ これからは、熊の居る可能性が有る場所に行く場合には「ホイッスルと鉦」を持参して、熊に自分が見つけられる前に自分が熊を先に見つけるような歩き方を啓発する事が熊と人が「共存共生」する第一歩で有る事を道として自覚し、先ず道民に公表啓発する事を門崎は強く要請しました。

⑥ 道の吏員3人は、我々の話を謙虚に聞いて居たと言うのが、私（門崎）の印象であつた。

⑦ 彼らは、雰囲気として、我々の実戦的な熊対策に相当、合点を得たのでは、ないかと言うのが門崎の印象であつた。

北海道での熊による人的経済的被害は、下記の4項目あり（熊会報106号参照）、その防除法も確立しているが、それを、道や札幌市の熊問題に、関与している連中は、それを無視し、北海道新聞もそれに同調し、熊は危険な獣として、危険危険危険と、煽って居るのが実態である。要するに、危険性を煽り、35年間も行い続けて来た道民の益には、全くならない不要な調査を今後も延々と継続しようと画策し行って居るのが実状である。

#### 4項目を挙げると

##### ①番目として、

「熊の生息地に山菜採り等に入って、熊に襲われるのを防ぐ対策

これには、呼子「ホイッスル」と鉈の携帯が必需品です。

ホイッスルを時々吹きながら、熊に自分が見つけられる前に、自分が熊を、先に見つけるような、歩き方する事が基本です。

##### ②番目として

#### 熊が里や市街地出沒する場合の対応

熊の行動には必ず「目的、理由」がある。総ての熊が里や市街地に出て来る訳ではない。出て来る場合の熊の目的理由は4大別される。<出沒の①> 若熊（母から自立した年の子の呼称）が独り立ちして生活する為の行動圏を確立するための探索徘徊過程で、人里や市街地が自分の生活圏として、使える場所か否かを確かめに出て来るのである。

<出沒の②> 道路を横断する目的で出て来る事が有る。

<出沒③> 農作物や果樹や養魚を食べに出て来る。

<出沒の④> その他、力のある個体に弱い個体が襲われて逃げ出る。子が里や市街地に

出てしまい母が心配し出て来る。その他、探索に出て来る事がある（2021年8月）。再出が予測されたら、再出を防ぐ為に、電気柵を、その熊が、出て来た場所を、特定して、張る（電気柵は、電源が12V、7千ボルト）これで、続けて出て来るのを予防出来ます。

### ③番目として、放牧場、僻地の農地、果樹園、養魚場

等の熊対策＞ 一時的には電気柵、恒久的には有刺鉄線柵を張る。

④番目として熊の生息地付近の農耕地には、8月から10月にかけて、熊が作物を目当てに、出没し、不意に出会うと熊は人を、襲う事があります。

その予防策は＞ 畑に入る前に、大声を数回、出す。或いは笛（ホイッスルが最善）を数回吹いてから、畑に入る。これで人身事故は予防出来ます。

### <にもかかわらず>

昨年9月に、道知事は、{秋の熊警報なるものを} 出し、{熊が使っていそうな場所に行き、もしも熊の足跡や糞が有ったら、直ぐに、引き返しましょう} と、啓発している。

なぜ、知事は{熊の居そうな場所に、行く場合には、呼子「ホイッスル」と鉈の携帯が必需品です。ホイッスルを時々吹きながら、熊に自分が見つけられる前に、自分が熊を、先に見つけるような、歩き方をしましょう

と、啓発しないのか-----これがし得ない内は、北海道で「人と熊の共存共生」はし得ない

## 以下に、知事への質問文とその回答文を掲載します

北海道知事  
鈴木 直道 様

日ごろの道政お疲れさまです。

さて、北海道新聞（2022年3月8日）の記事によれば、道では「罽による人身被害をゼロにする為に」令和4年度から、「ヒグマの捕獲数を増やす決定をした」と報道されております。しかし、我々は、その決定には疑問を感じることから、その件について、知事に質問いたしますので、質問の各項目について、書面で、4月11日迄にご回答頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務所 郵便番号 004-0022  
札幌市 厚別区 厚別南3丁目8-22  
北海道野生動物研究所

### 【質問1】

北海道では、1989年（33年前）5月末で、ヒグマが減少したとの理由で、春グマ駆除の制度を全面的に廃止し、ヒグマによる「人的経済的被害を予防する対策を確立するための調査」を開始するとして、以来、今日に至るまでの33年間、調査が継続されてきたが、いまだにヒグマ対策は何一つ提起されないままになっていますが、33年間行ってきた総括として、何一つヒグマ対策について提言されていないその理由について、知事のお考えをお聞かせください。

### 【質問1】について、知事の回答

道は、北海道の生物多様性の観点から、ヒグマを生態系の構成要素として重要な存在であり、将来にわたりその健全な地域個体群の存続を図る必要があるものと位置付け、保護管理の取組を実施してきました。これまでのヒグマ対策と現状を踏まえ、道では昨年度、それまでの「北海道ヒグマ管理計画」（平成29年4月1日～令和4年3月31日）を見直し、「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」（令和4年（2022年）3月策定。以下「計画」とする。）を策定したところです。計画には、道の過去及び現在の取組の概要を記述しておりますので、長文となりお手数ですが、計画の該当箇所（1～3ページ等）

をご覧ください。

計画本文のURL：

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/higuma.html>

## 【質問2】

1989年から今日に至るまでの33年間行ってきた調査の中で、体毛採取してのDNA分析による個体識別やビデオカメラで録画したことが、「人的経済的被害予防」にどのような対策として活かされているのか、具体的な対策事例を教えてください。

## 【質問2】について、知事の回答

体毛から採取した遺伝子の分析による個体識別は、道においては、ヘアトラップ法による生息密度推定及び事故発生時の加害個体特定のために実施しています。

前者については、他の密度指標と組み合わせて個体数推定を行うことで、地域個体群ごとの保全状況を評価し保護管理の方向性を検討する上で、世界的にも有用性が確立されている手法であり、重要な調査と認識しております。なお、個体数調査にあたっては、遺伝子の分析だけでなく、体毛採取装置の脇に設置した自動撮影カメラによる映像データも合わせて活用しています。（親子の確認等）者の目的については、同一個体が広範囲で被害を発生させている事実を把握した事例や、同一の農地に複数年にわたり被害を与えている個体を特定した事例があり、被害の実態把握や対策の検討に活用しています。また、捕獲個体の遺伝子が当年及び前年に発生した人身事故現場から採取した遺伝子と同一であると判定された事例など、問題個体の排除の検証にも活用しています。

## 【質問3】



2021年6月18日に札幌市東区において、4人がヒグマに怪我をさせられたヒグマ騒動について、33年もの調査研究の実績があれば、しかも市街地で、住民に怪我を負わせるようなことなど発生するはずがありませんから、この件に関して、以下の4項目について教えてください。

**質問3-1.** 5月29日にヒグマが目撃されていますので、この時点で、ヒグマの動向について継続した調査を行い、同時進行的に、市街地へ入り込むことが予測される地点や範囲をあぶり出し、その範囲に電気柵を設置して、市街地へ侵入させないように侵入防止の対策ができたはずですが、なぜそうした侵入を防止する対策をしなかったのか、その理由を詳しくご説明ください。

#### **【質問3-1】について**

札幌市では「さっぽろヒグマ基本計画」を策定し、それに基づき対策を実施しているところであり、昨年6月の東区での事例に対しても、市において対策をしたものと承知しています。

#### **【質問3-1】について、知事の回答**

札幌市では「さっぽろヒグマ基本計画」を策定し、それに基づき対策を実施しているところであり、昨年6月の東区での事例に対しても、市において対策をしたものと承知しています。

**質問3-2.** 初期対応の稚拙な怠慢が原因となり、ヒグマが行動範

囲を広げることになり、とうとう6月18日には住宅地を徘徊するまでに至りました。ところが、このヒグマを追い回し、追い詰めたために、まさに「窮鼠猫を囓む」の諺どおりに、ヒグマをパニックに陥らせてしまうことになり、その結果、4人の方が怪我をされることになりました。

ヒグマを追い回し、追い詰めたらパニックに陥らせてしまうので危険になるという認識があったのかどうか、教えてください。

### 【質問3-2】について、知事の回答

についてヒグマを追い回すことによって生じる危険について、一般論としては、起こり得るものと考えています。

【質問3-3】. この住宅地をヒグマが徘徊しているまさにその時に、33年もの調査研究の実績のある北海道のヒグマ専門家はなぜ現地に駆けつけなかったのでしょうか。現場へ駆けつけて、現地で陣頭指揮を執らなかった理由について詳しく教えてください。

### 【質問3-3】についての回答

質問3-1で回答しましたように、昨年6月の札幌市東区の事例では、市が主体となって、ヒグマ対策の委託先の専門事業者及び捕獲従事者や警察と連携しながら、住民の安全確保を最優先に対応されたと承知しています。

なお、道では、市町村から依頼があった場合には、必要に応じ、北

海道立研究機構等の専門家を現地に派遣し、対策について助言や指導を行っております。

**質問3-4.** 北海道にはヒグマの専門家が複数おられると思います。専門家のどなたも現場に出られない状況であったとしても、ヒグマの専門家でもない警察官が現場で対応しているのですから、専門家として、指示は出せたはずですから、どの時点から、どのような指示を現場の警察官に出されていたのか、時系列が解るように、詳しく教えてください。

#### **【質問3-4】 についての回答**

質問3-1で回答しましたように、昨年6月の札幌市東区の事例に関しては、札幌市が

「さっぽろヒグマ基本計画」を策定し対策にあたっておりますので、時系列も含め詳細に関しては、札幌市にお問い合わせ願います。

#### **【質問4】**

標茶町でのヒグマによる放牧牛被害についてですが、ビデオ撮影のみが行われたようですが、なぜ、電気柵による迅速なるヒグマの出没抑止対策をしなかったのでしょうか、その理由を時系列で解るように、詳しく教えてください。

#### **【質問4】 について、知事の回答**

ご質問にあるような農業被害対策については、一義的には地元市町村や被害を受けた農業者の方々において措置できるよう、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」による補助制度が設けられているところです。

標茶町での事業に関しては、最初に牛の被害が確認された令和元年から、関係者が様々な可能性を検討し、町と振興局で連携を取りながら対策を進めていたものと、承知しております。

#### 【質問5】

ヒグマの出没抑止はヒグマの捕殺数を増加させることで達成されるのでしょうか？

出没抑止を達成出来るというのであれば、根拠を示して詳しくご説明ください。

#### 【質問5】について知事の回答

計画では、「第2章 管理の推進」「2 数の調整に関する事項」

(P11、12)において、「ヒグマはエゾシカとは異なり、人とのあつれきの多くは、学習によってゴミや農作物などに執着した、いわゆる問題個体に起因するものであり、個体数を減らしても問題個体を排除しない限りあつれきは継続するため、問題個体を特定して排除することで、総個体数を維持しつつあつれきの抑制を図ること

ができることから、現時点においては引き続き、問題個体の推定や  
検証手法について確立し、問題個体の排除に向けた管理を進めてい  
くこととする。よって、捕獲対象は「問題個体（段階 1～3）」と  
し、捕獲上限  
数の遵守を原則とする。」と位置づけており、あつれきの抑制には  
問題個体の排除が重要であると考えています。

なお、個体数調整に関しては、「昨今、全道各地において、農業被  
害の増加や、人の生活圏に隣接した地域や市街地へ出没するなど従  
前とは異なる出没形態が増加している状況が見られることなどか  
ら、  
最新の生息状況などの科学的データを精査し、専門家の意見等を十  
分に踏まえつつ、本計画の目的を達するための個体数調整の可能性  
やあり方などについての検討を早期に開始する。」としています。

#### **【質問6】**

新年度の北海道ヒグマ関連予算について、電気柵による出没抑止  
対策費、DNA分析に関する費用、ビデオ撮影に関する費用、ICT（AI）  
に関する費用、及び、それらの全予算に対する割合を教えてください。

#### **【質問6】について知事の回答**

北海道の令和4 年度予算については、以下に公表されています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsi/96318.html>

「重点政策一覧」の35 ページにある「総合的なヒグマ対策の推進」で、【ヒグマ対策推進】として23,305 千円を計上し、「北海道ヒグマ管理計画(第2 期)」に基づき、捕獲者の人材育成や緊急時対応の強化等、北海道における総合的なヒグマ対策を推進することとしています。また、同資料の53 ページの「ICT を活用したヒグマに強い地域づくりの実証」では【ICT を活用したヒグマに強い地域づくり実証モデル事業】として14,823 千円を計上し、ヒグマの生息実態のICT 等を活用した把握やヒグマに対する有効な出没対策の実証、技術構築を行うこととしています。おたずねの「電気柵による出没抑止防止対策費」は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、国の財政支援を受けて市町村が実施します。

このうち、「DNA 分析に関する費用」「ビデオ撮影に関する費用」

「ICT (AI) に関する費用」は各々委託業務として発注予定の事業の一部であって、受託事業者が契約金額の中で経費を配分しており

ます。

### 【質問 7】

ヒグマ対策の部署が新たに新設されるようですが、どのような対策を行うのか、中身を詳しく教えてください。

### 【質問 7】 について、知事の回答

ヒグマ対策に係る業務は、昨年度までは自然環境課野生鳥獣係（課長補佐 1 名、係長 1 名、主査 2 名、担当 2 名）のうち、主査 1 名と担当 1 名が専掌業務として担当していましたが、今年度、自然環境局の

野生動物対策課内にヒグマ対策室を設置し、室長、主幹、主査、担当各 1 名を配置し、ヒグマ対策関連業務にあたっております。

### 【質問 8】

ヒグマの観察を疎かにした専門家のみの委員によって構成された委員会は 33 年間を経てもなお、いまだに効果的なヒグマ出没抑止対策を打ち出せず、かつ、ヒグマの習性に合致した適切な出没抑止策を打ち出すこともできないため、現に、今日に至ってもなお出没抑止することもできず、出没騒ぎが繰り返されるばかりで、様々な被害を発生し、被害を拡大させるばかりとなっております。

そこで、現状の 33 年間にもわたり膠着状態にある知見を排除して、新たな知見や発想を取り入れるべく、現場の事情を知り、ヒグマの習性を熟知する人材を広く公募し、中央と出先機関にヒグマ対策

専従班を設置するなど、現実的で効果的なヒグマ対策を立案する仕組みを作っていただきたいと思いますので、知事の見解をお伺いします。現状の委員の構成のままでは、今後もヒグマ出没は抑止出来ず、かつ、被害を拡大させる一途となりますので、詳しく教えていただきたいと思います。

### 【質問8】について、知事の回答

北海道ヒグマ保護管理検討会（以下、「検討会」という。）は、北海道ヒグマ管理計画を適正に推進するため、ヒグマの生息状況や道が実施する施策について、学識経験者等から、専門的かつ科学的な知見からの評価やその意見等を聴取することにより、道のヒグマ対策に反映させることを目的として道が設置したもので（検討会設置要綱第1条）、その構成員は、各専門領域での学術分野での活動や、各地域での保護管理の実績を考慮して、道が就任を依頼しているものです。

一方、道では今年度より、人の生活圏への頻繁な出没や農業被害などを継続的に発生させるヒグマによる、緊急性や解決困難性の観点から対応の必要性が高い事案に対し、事前に登録した専門家を現地



に派遣することで、専門的見地から市町村にアドバイス等を行う  
「北海道ヒグマ緊急時等専門人材派遣制度」を開始することとし、  
振興局を通じ、現在、その地域のマンパワーの掘り起こしを行って  
いるところであり、道としては、お寄せいただいたご意見を参考に  
させていただきながら、引き続き、こうした取組を通じて、本道の  
ヒグマ対策の充実に努めてまいります。

令和4年（2022年）6月13日

北海道の熊問題を考える会 代表 門崎 允昭 様

北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室

<連絡先>

電話：011-211-4111（内線：24-382）

Mail：[kansei.yasei@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.yasei@pref.hokkaido.lg.jp)